

[事案 28-115] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 8 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

転院後の入院について給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

交通事故により左鎖骨を骨折し、左鎖骨偽関節のため、平成 27 年 8 月に約 2 週間入院のうえ手術を受け、その後、別の病院に転院したが、転院後の約 2 か月間の入院（以下、「本入院」という）については入院給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、本入院についても、平成 11 年 2 月に契約した終身保険にもとづく入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本入院期間中は、手術後間もないため、常に医師の管理下にある必要があった。
- (2) 以前の交通事故により右肩にも障害があり、一人暮らしが困難であった。
- (3) 本入院は、自分の意思によるものではなく、転院前の医師の指示によるものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は転院の翌日には外出をしており、翌月には外泊をするなど、頻繁に外出している。
- (2) 本入院は、申立人本人の希望による入院であり、一人暮らしのために通院が難しいという事情によるものである。
- (3) 入院中の治療内容はリハビリが主なものであり、通院で対応可能である。
- (4) 手術後の感染や合併症は発生していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院について入院の必要性があったとは認められず、申立人が独力では日常生活が困難であったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。